

# 第1章

## 健やかでやさしい健康・福祉のまち



1-1 子育て支援

1-2 高齢者支援

1-3 障がい者支援

1-4 地域福祉

1-5 保健・医療

1-6 社会保障

## 第1章

## 健やかでやさしい健康・福祉のまち

## 1 子育て支援

※この分野は、「第2期庄内町子ども・子育て支援事業計画」と整合性を図り策定しています。

## ❖現状と課題



★庄内町子育て支援センター こっころ

わが国では、出生数が年々減少し、少子化が深刻化しています。少子化は、高齢化とともに人口構造にひずみを生じさせ、将来の国民生活に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。国では、子育て世帯の負担軽減を図るため、令和元年10月からは幼児教育・保育の無償化など少子化対策に取り組んでいます。

本町では、平成21年3月に「子育て応援日本一の町づくり宣言」を行い、

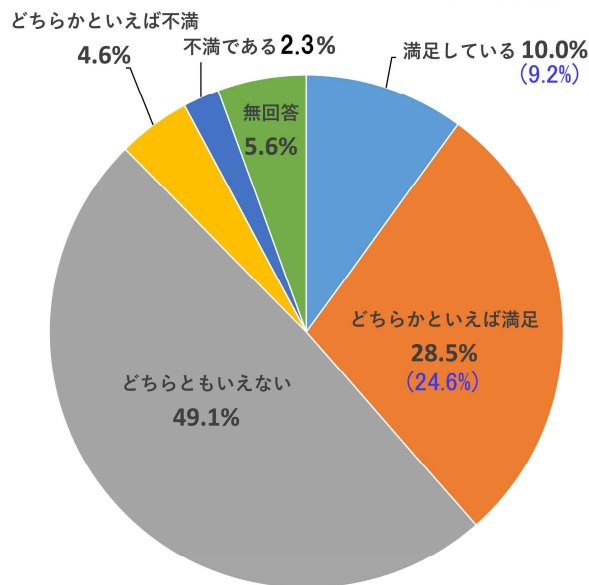
子育て支援センターの整備や保育サービスの充実、子育て家庭への経済的支援の推進、母子保健事業や児童虐待の防止に向けた取り組みの推進など、結婚から妊娠・出産、子育てまで切れ目のない各種の子育て支援策を推進してきました。



## 町民の満足度

## 子育て支援

※( )はH26調査数値



※ 町民幸福度アンケート調査結果(令和元年度)より

しかし、本町の少子化は依然として国や県の水準を上回る勢いで進行し、町全体での少子化対策、子育て支援が重要な課題となっており、若い世代が安心して子育てができる環境づくりを町一体となって一層積極的に進めることが求められています。

このような中、本町では平成26年度に、「子育てするなら庄内町！子どもも親も笑顔で暮らせるまちづくり」を基本理念に掲げ「庄内町子ども・子育て支援事業計画」を策定、令和2年度からは「第2期庄内町子ども・子育て支援事業計画」に引き継いでいます。

今後は、この計画に基づき、子育て家庭を町全体で支援していくという視点に立ち、関連部門・関係機関が一体となって、家庭や地域の機能を支えるための多面的な子育て支援策を積極的に推進していく必要があります。

## ❖ 施策の体系

### 1 子育て支援

- 1 結婚から妊娠・出産、子育てまでの切れ目のない支援体制づくり
- 2 幼児教育・保育サービスの充実
- 3 地域における子育ての支援
- 4 配慮を必要とする子ども・家庭への支援
- 5 仕事と家庭との両立の推進
- 6 子育てしやすい環境の整備

## ❖ 主要施策

### 1-1-1 結婚から妊娠・出産、子育てまでの切れ目のない支援体制づくり

若い世代が結婚や子育てに喜びや夢を持ち、安心して子どもを産み育てることができるよう、結婚・定住のための機会の提供や安心して妊娠・出産できる環境づくりなど結婚・妊娠・出産期から子育てまで切れ目のない支援体制を整備していきます。

### 1-1-2 幼児教育・保育サービスの充実

利用者のニーズに応じた幼児教育・保育施設の整備、拡充など各種サービスを充実させるとともに、幼稚園・小学校などとの連携を進めます。

また、誰もが必要な子育てサービスを受けることができるよう、子育て家庭の経済的負担を軽減するための助成や子育てに関する相談及び子育て情報の提供を行います。

### 1-1-3 地域における子育ての支援

身近なところに、いつでも気軽に保護者や子どもが集い、交流できる機会・居場所づくりを進めます。町、子育て経験者、子育て支援サークル、NPOなどが連携・協力し、地域で子育てを支援する人材の育成を図るとともに、子育て家庭同士や子育て家庭と地域との交流の促進を図ります。

また、子どもを交通事故や犯罪及び災害などから守るために、地域での見守りや安全安心対策の環境整備を行うとともに、防犯意識の啓発を図ります。

### 1-1-4 配慮を必要とする子ども・家庭への支援

子どもの心身の健全な発育に重大な影響を与える児童虐待について、発生予防から早期発見、早期対応に向け、関係機関と連携し、児童虐待防止を図ります。

また、貧困家庭やひとり親家庭及び発達が気になる子など配慮を必要とする子ども・家庭等への適切な支援サービスと相談体制の充実を図るとともに、障がい<sup>※2</sup>児が身近な地域で生活でき、障がいの程度に応じた適切な教育・保育が受けられるよう、一貫した総合的な取り組みを推進します。

### 1-1-5 仕事と家庭との両立の推進

働きながら安心して子どもを産み育てることができるように、幼児教育・保育の無償化事業など、多様なニーズに柔軟に対応できる子育てをめぐる環境づくりを推進するとともに、男性の育児・家事への参加など子育てと仕事とのバランスがとれる働き方を支援する取り組みを推進します。

(((用語解説) <sup>※2</sup> 本計画においては「障害」を「障がい」と表記します。ただし、法令名、例規の名称、法令からの抜粋、すでに存する計画名、固有名詞についてはそのままの表記とします。

**1-1-6 子育てしやすい環境の整備**

若者夫婦世帯の住宅取得に対する支援や、三世帯世帯、新婚世帯、子育て世帯に対する住宅建設支援制度の継続、子育て世帯を対象とした賃貸住宅の提供など、子育てを支援する生活環境の整備を進めます。

**❖ 主要事業**

- 児童福祉支援事業
- 放課後児童健全育成事業
- 児童手当支給事業
- 若者の移住・定住対策事業
- 障害児通所支援事業
- 子育て世代包括支援センター事業
- 少子化対策事業
- 子育てお助け事業
- 保育所運営・支援事業
- 障がい児福祉事業
- 子育て応援住宅管理事業
- 子育て支援センター運営事業
- 子育て支援ネットワーク事業
- 婚活支援事業
- 母子保健事業



**❖ 関連する個別計画**

- 第2期庄内町子ども・子育て支援事業計画 《令和2年度～令和6年度》
- 第2次庄内町母子保健計画 《平成28年度～令和7年度》
- 第3期庄内町障がい者計画 《平成30年度～令和5年度》
- 第2期庄内町障がい児福祉計画 《令和3年度～令和5年度》

**❖ ベンチマーク（施策指標<sup>※3</sup>）**

平成26年度 計画策定時	令和2年度 上段：R1実績値 下段：計画値	令和7年度 上段：修正値 下段：計画値	① R1実績値が計画値を上回った要因 ② R1実績値が計画値に達しなかった要因 ③ R7計画値を修正した理由
指標名≫ ① 出生数 【単位：人】	138	99 130	105 125
★設定指標の考え方	今後も母子保健事業や子育て支援施策を推進し、子育て世代の移住・定住施策等関連部署と連携し、出生数の増加を目指す。		
指標名≫ ② 合計特殊出生率 <sup>※4</sup> 【単位：%】	1.60 (H25)	1.61 1.65	1.61 1.65
★設定指標の考え方	今後も母子保健事業や子育て支援施策を推進し、子育て世代の移住・定住施策等関連部署と連携し、出生数の増加を目指す。		

(((用語解説) <sup>※3</sup> 施策・事業の成果・効果または直接的に生じる事業量・結果を数値で表したものを。

<sup>※4</sup> 15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものを。

## 【新規設定】

令和元年度 実績値	令和7年度 計画値	新たな指標を設定した考え方
指標名≫ ③ 子育て支援センター利用者数（地域子育て支援拠点事業） 【単位：人】		
6,878	16,000	これまでの実績値、出生数の動向、第2期庄内町子ども・子育て支援事業計画策定にあたって行ったアンケート調査から子育て世帯のニーズを見込み、受入を確保する。
指標名≫ ④ 保育所一時預かり利用者数 【単位：人】		
1,345	1,300	これまでの実績値、出生数の動向、第2期庄内町子ども・子育て支援事業計画策定にあたって行ったアンケート調査から子育て世帯のニーズを見込み、受入を確保する。
指標名≫ ⑤ 保育所延長保育利用者数 【単位：人】		
240	200	これまでの実績値、出生数の動向、第2期庄内町子ども・子育て支援事業計画策定にあたって行ったアンケート調査から子育て世帯のニーズを見込み、受入を確保する。
指標名≫ ⑥ 病児・病後児保育利用者数（病児・病後児対応） 【単位：人】		
699	503	これまでの実績値、出生数の動向、第2期庄内町子ども・子育て支援事業計画策定にあたって行ったアンケート調査から子育て世帯のニーズを見込み、受入を確保する。
指標名≫ ⑦ 病児・病後児保育利用者数（体調不良時対応） 【単位：人】		
1,296	1,131	これまでの実績値、出生数の動向、第2期庄内町子ども・子育て支援事業計画策定にあたって行ったアンケート調査から子育て世帯のニーズを見込み、受入を確保する。
指標名≫ ⑧ 放課後児童クラブ利用者数 【単位：人】		
327	310	これまでの実績値、出生数の動向、第2期庄内町子ども・子育て支援事業計画策定にあたって行ったアンケート調査から子育て世帯のニーズを見込み、受入を確保する。

※ ③について：令和2年5月に、新子育て支援センターがオープンしたことから、計画値については、令和2年5月以降の利用者数からの予測数値としています。

## ❖ 町民等に期待される主な役割

町 民	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子育て支援サービスを効果的に利用し、育児に関する不安や負担の軽減、子育てに関する知識の向上、仲間づくり等を行いましょ。</li> <li>○身近な子育て支援活動に参画しましょ。</li> <li>○母子保健事業等を効果的に利用し、母子の健康の確保に努めましょ。</li> <li>○児童虐待の発見・連絡等に協力しましょ。</li> </ul>
地域・団体 ・事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域や団体は、身近な子育て支援活動を行いましょ。</li> <li>○地域において、児童虐待の発見・連絡等を行いましょ。</li> <li>○事業者は、従業員のワーク・ライフ・バランスが図られるような雇用環境を整えましょ。</li> </ul>

## 第1章 健やかでやさしい健康・福祉のまち

## 2 高齢者支援

## ◆現状と課題

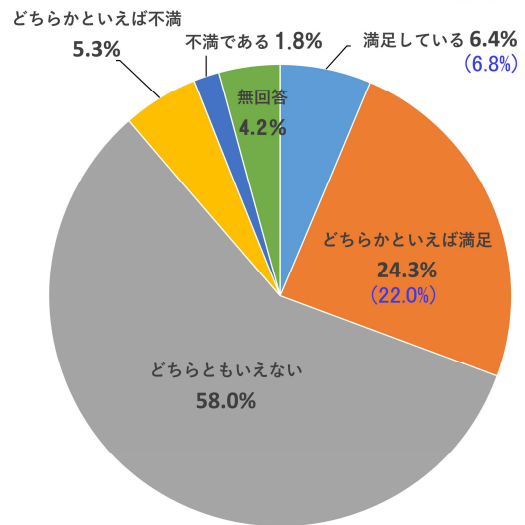
少子超高齢社会、核家族化等家族形態の変化等により高齢者のみの世帯が増加し、本町の高齢化率は国や県の水準を上回る36.7%（令和2年4月1日現在）となっています。さらに今後、令和22年（2040年）には、年少人口及び生産年齢人口が急速に減少することにより高齢化率は44.5%に達すると見込まれ、生産年齢人口の割合は54.4%から47.9%にまで減少することにより、現役世代約1.1人で1人の高齢者を支えるという更に厳しい状況となることが予想されます。そのため、元気な時から身近な地域で住民が交流し、介護予防・健康づくりを行うことのできる拠点・通いの場や、地域での見守り等の支え合い体制による自助・互助の取り組みが、今後ますます重要になります。また、元気な高齢者は、自ら役割を持って働くこと、地域で社会貢献すること等が求められます。

本町ではこれまでも、介護保険法の改正等を踏まえ、介護保険制度の適正運営をはじめ、地域包括支援センターの設置、社会参加・生きがい施策の推進、各種保健福祉サービスの提供など、町民ニーズに即した高齢者施策を推進してきました。

令和2年度は「庄内町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」策定年度となっています。今後はこの計画に基づき、また見直しを行いながら、地域包括ケアシステム<sup>※5</sup>の更なる深化と、共生型社会の実現に向けた高齢者福祉・介護・認知症施策を着実に推進し、すべての高齢者が元気で生きがいを持ち、住み慣れた地域で自分らしく暮らせるまちづくりを進めていく必要があります。

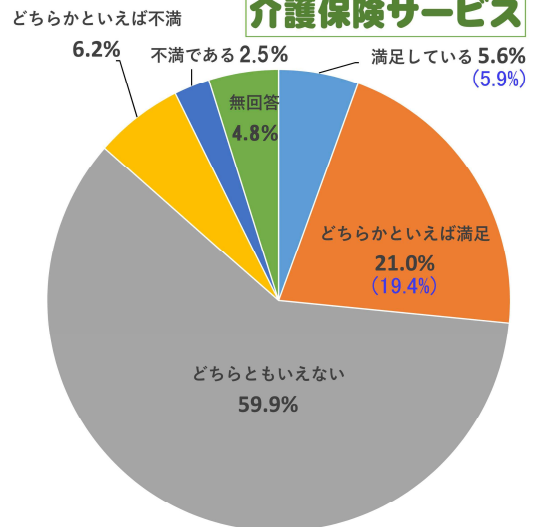
## 町民の満足度 高齢者支援

※（）はH26調査数値



## 町民の満足度 介護保険サービス

※（）はH26調査数値



※ 町民幸福度アンケート調査結果（令和元年度）より

(((用語解説) <sup>※5</sup> 高齢者ができる限り住み慣れた地域で生活できるよう、介護・予防・医療・生活支援・住まい等のサービスを包括的に提供する仕組み。

## ❖ 施策の体系

### 2 高齢者支援

- 1 高齢者支援推進体制の充実と、地域共生社会の推進
- 2 高齢者の社会参加と生きがいづくりの推進
- 3 介護保険サービスの提供
- 4 地域支援事業の実施
- 5 認知症対策の推進
- 6 高齢者の住まい方の支援



## ❖ 主要施策

### 1-2-1 高齢者支援推進体制の充実と、地域共生社会の推進

- ① 地域の住民が、高齢になっても障がいがあっても可能な限り住み慣れた地域で、尊厳を保持しながらその有する能力に応じた日常生活ができるよう、医療と介護の相談や認知症に関する総合相談を行う機関として、また地域共生社会の実現をめざした包括的な支援体制構築に向けて、地域包括支援センターの機能を強化し、その整備と確保を図ります。
- ② 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の点検・評価・見直しを行い、推進体制の強化を図ります。

### 1-2-2 高齢者の社会参加と生きがいづくりの推進

- ① 高齢者のライフスタイルやニーズに応じた多様な学習機会やスポーツ・レクリエーション活動を体験する機会の充実を図ります。
- ② 豊かな経験と知識・技能を活かし、地域社会の重要な担い手として今後も活躍できるよう、高齢者の雇用機会の確保を推進していきます。

### 1-2-3 介護保険サービスの提供

- ① 要支援認定者を対象とした、介護予防サービスや地域密着型介護予防サービス等の提供体制の充実を促進するとともに、これらのサービスの利用に対する予防給付を実施します。
- ② 要介護認定者を対象とした、居宅サービスや施設サービス、地域密着型サービス等の提供体制の充実を促進するとともに、これらのサービスの利用に対する介護給付及び介護予防・日常生活支援総合事業を実施します。

### 1-2-4 地域支援事業の実施

- ① 高齢になっても住み慣れた地域で生活できるよう、町民自らが健康維持・介護予防への意識を持ち、地域、医療、福祉が連携した高齢者の社会参加と地域支え合いの体制づくりを推進します。
- ② すべての高齢者を対象に、自主的な介護予防活動の支援や、介護予防に関する知識の普及・啓発を行うとともに、生活機能の維持・向上に向けた取組を推進します。
- ③ 介護予防ケアマネジメントや総合的な相談支援業務、権利擁護業務、地域ケア会議等は、地域包括支援センターと連携し、事業の充実を図ります。
- ④ 高齢者の安心な暮らしを支えるため、在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業等、包括的支援事業を実施します。
- ⑤ 家族介護者の負担軽減と認知症高齢者の地域での生活支援のため、家族介護支援や認知症高齢者の見守り等を行う任意事業を実施します。

**1-2-5 認知症対策の推進**

認知症高齢者等にやさしい地域づくりを推進するため、認知症サポーター<sup>※6</sup>の養成・活用や、関係機関と連携した認知症の早期発見・予防・重度化の防止に向けた取り組みなど、認知症対策を推進します。

**1-2-6 高齢者の住まい方の支援**

生活上の支援が必要な高齢者を対象に、安心安全な在宅生活を支えるため各種福祉サービスの提供を図ります。また施設整備については、町民のニーズを把握しながら関係機関と連携し、安心安全に暮らせる高齢者の住まい方を含めて検討していきます。

**❖ 主要施策**

- |                  |                  |
|------------------|------------------|
| ●在宅老人対策事業        | ●老人保護措置事業        |
| ●在宅高齢者支援事業       | ●介護給付事業・介護予防給付事業 |
| ●介護予防・日常生活支援総合事業 | ●地域包括支援センター運営事業  |
| ●在宅医療・介護連携推進事業   | ●生活支援体制整備事業      |
| ●認知症総合支援事業       | ●地域ケア会議推進事業      |



**❖ 関連する個別計画**

- 庄内町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画 <<令和3年度～令和5年度>>
- 第2期庄内町地域福祉計画 <<平成29年度～令和3年度>>

**❖ ベンチマーク（施策指標）**

平成26年度 計画策定時	令和2年度 上段：R1実績値 下段：計画値	令和7年度 上段：修正値 下段：計画値	① R1実績値が計画値を上回った要因 ② R1実績値が計画値に達しなかった要因 ③ R7計画値を修正した理由
<b>指標名</b> ① 認知症サポーター養成講座実施回数 【単位：回】			
11	11 13	15 15	② 町内全小中学校で開催したものの、地域や企業などの開催回数が少なかったため、計画数値と乖離が生じた。
★設定指標の考え方	認知症高齢者に関する知識を有し、認知症の人を支える人を養成する講座の実施回数。地域での見守り支援体制づくりを推進する。		
<b>指標名</b> ② 施設介護サービス利用件数 【単位：件】			
3,699	4,313 3,972	4,313 3,972	② 近年、近隣市に有料老人ホームが増え、老人保健施設は待機者が減少しており、数か月待機で入所できるような状況となったため、利用者が増加した。
★設定指標の考え方	庄内町は、施設整備割合が近隣市町に比べ高い傾向にある。現状の施設介護サービスを維持し、要介護認定者の重度化を防ぎ、居宅介護サービスや各種在宅福祉サービス利用により在宅介護を推進する。		
<b>指標名</b> ③ 地域の通いの場の構築数 【単位：回】			
0	26 24	36 36	① いきいき百歳体操の実施集落が増え、通所型Bの実施主体も増えたことにより、計画値を上回った。
★設定指標の考え方	通いの場の構築は、町が支援し行っている。計画的に立ち上げ支援を行い、今後も通いの場を拡充していく。		

((( 用語解説 <sup>※6</sup> 認知症の人や家族を見守る支援者。



【新規設定】

令和元年度 実績値	令和7年度 計画値	新たな指標を設定した考え方
指標名 ≫ ④ 要介護認定率 【単位：％】		
17.8	17.6	町民自らが、元気な時から「要介護になることを予防し、要介護状態になっても、適切なサービスを利用し、可能な限りその有する能力の維持・向上に努める」という共通理解のもとに、事業を推進する。



❖ 町民等に期待される主な役割

町 民	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者のライフスタイルやニーズに応じ豊かな経験と知識・技能を活かし、地域社会の担い手として今後も活躍しましょう。</li> <li>○介護予防事業を積極的に活用し、日頃から要介護状態等にならないように努めましょう。</li> <li>○介護保険サービスは適正に利用し、重度化の防止等に努めましょう。</li> <li>○認知症を理解し、共に認知症の人を支える活動を行いましょう。</li> <li>○自助、互助を基本とし、各種福祉サービスを効果的に利用し、在宅生活の充実に努めましょう。</li> </ul>
地域・団体 ・事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域や団体において、高齢者の技術・知識・経験が生かせる場や機会をつくり、活動しましょう。</li> <li>○地域における高齢者の見守り体制の拡充に努めましょう。</li> <li>○地域の高齢者が気軽に交流し、集える場所を提供しましょう。</li> <li>○事業者は、高齢者の重度化防止や自立に向け、適切なサービスを提供しましょう。</li> </ul>

## 第1章

## 健やかでやさしい健康・福祉のまち

## 3 障がい者支援

## ❖現状と課題

障がいのある方もない方も誰もが、一人一人が主体性を持ちながら、その能力を発揮し、生き生きとした生活を共に送ることができる地域社会の実現ができるようなまちづくりを推進するため、「誰もが共に支えあい、自立して自分らしく、安心して暮らせるまちづくり」を基本理念として、平成30年3月に「第3期庄内町障がい者計画」を策定し、本町における障がい児・者福祉に関する施策全般に関わる理念や基本的な方針や目標を定めました。

その実現に向け、障害福祉サービス等が円滑に提供できるよう、国が定める基本指針に基づき、成果目標やそれに伴う活動指標となる各年度のサービス見込み量を設定した「第5期庄内町障がい福祉計画」を策定しました。

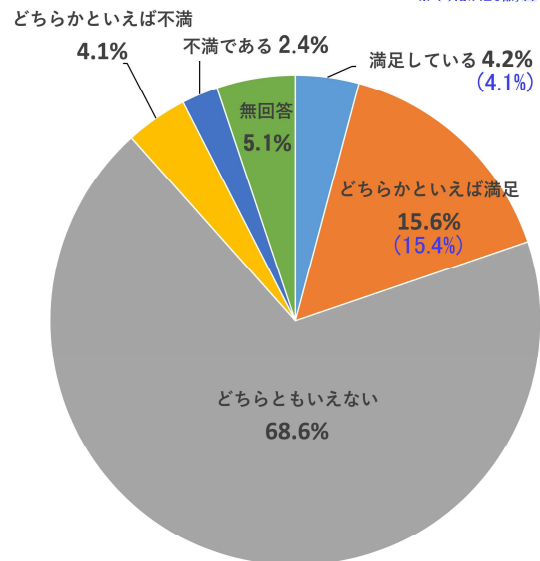
また、児童福祉法が改正され「障がい児の健やかな育成のための発達支援」を基本理念とし、その実現に向けて「第1期庄内町障がい児福祉計画」も策定しました。

計画策定時に、障害をお持ちの当事者やそのご家族に対してアンケートを実施した結果、これまで推進してきた各種施策に対する課題や障がい者の高齢化や障がいの重度化・重複化、介護者の高齢化を踏まえた今後の支援体制の整備などが早急に求められている状況となっています。

今後も計画に基づき、ニーズに沿った見直しを行いながら、障がいをお持ちの方が必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けながらその自立と社会参加の実現が図られるよう障害福祉サービス等の提供体制の整備を進め、地域のあらゆる住民が、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会を目指した障がい児・者支援施策推進に努めます。


**町民の満足度 障がい者支援**

※( )はH26調査数値



※ 町民幸福度アンケート調査結果(令和元年度)より

## ❖施策の体系

## 3 障がい者支援

- 1 相談支援体制の強化
- 2 保健・医療・福祉の連携、サービスの充実
- 3 障がい者の社会参加と自己実現の支援
- 4 障がい及び障がい者に対する理解の促進
- 5 安全で安心して生活できるまちづくり

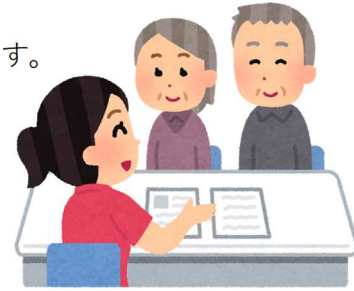
## ❖ 主要施策

### 1-3-1 相談支援体制の強化

- ① 基幹相談支援センター機能の強化と周知を図ります。
- ② 包括的な相談支援体制の整備を推進します。
- ③ 障がい児支援の拠点の体制整備に向け検討していきます。

### 1-3-2 保健・医療・福祉の連携、サービスの充実

- ① 保健・医療・福祉分野との連携を強化します。
- ② 障害福祉サービスの充実を図ります。
- ③ 地域生活支援拠点の整備を進めます。



### 1-3-3 障がい者の社会参加と自己実現の支援

- ① 一般就労等雇用促進に努めます。
- ② 地域での支え合い活動の支援を推進します。
- ③ ボランティア・NPO 組織確保に努めます。

### 1-3-4 障がい及び障がい者に対する理解の促進

- ① 地域における「共生社会」の実現を推進します。
- ② 差別解消の徹底、周知・啓発に努めます。
- ③ インクルーシブ教育<sup>\*7</sup>を推進します。



### 1-3-5 安全で安心して生活できるまちづくり

- ① バリアフリー・ユニバーサルデザイン<sup>\*8</sup>によるまちづくりを推進します。
- ② 災害時の支援体制の整備安全で安心して生活できるまちづくりを目指します。

## ❖ 主要事業

- 障がい児・者福祉事業
- 障害者総合支援事業
- 地域生活支援事業
- 障害児通所支援事業
- 障害者相談支援事業
- 地域活動支援センター事業

## ❖ 関連する個別計画

- 第3期庄内町障がい者計画 《平成30年度～令和5年度》
- 第6期庄内町障がい福祉計画 《令和3年度～令和5年度》
- 第2期庄内町障がい児福祉計画 《令和3年度～令和5年度》
- 第2期庄内町地域福祉計画 《平成29年度～令和3年度》
- 第2期庄内町子ども・子育て支援事業計画 《令和2年度～令和6年度》

## ❖ ベンチマーク（施策指標）

平成26年度 計画策定時	令和2年度 上段：R1実績値 下段：計画値	令和7年度 上段：修正値 下段：計画値	① R1実績値が計画値を上回った要因 ② R1実績値が計画値に達しなかった要因 ③ R7計画値を修正した理由
指標名>> ① 障がい福祉サービス事業所数 【単位：事業所】	4	5 8	③ 今後、サービス需要が見込まれる事が予想され、サービスの提供体制の確保が必要となるため。
★設定指標の考え方	5	6	

(((用語解説) <sup>\*7</sup> 障害の有無にかかわらず、誰もが望めば合理的な配慮のもと地域の普通学級で学ぶこと。

<sup>\*8</sup> あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

平成26年度 計画策定時	令和2年度 上段：R1実績値 下段：計画値	令和7年度 上段：修正値 下段：計画値	① R1実績値が計画値を上回った要因 ② R1実績値が計画値に達しなかった要因 ③ R7計画値を修正した理由
指標名≫ ② 施設入所から地域生活へ移行した障がい者数 【単位：人】			
1	2 3	5 5	① 障害をお持ちの方の高齢化や重度化により、施設入所者が増加。地域における移行先となる障がい福祉サービスの社会資源不足。
★設定指標の考え方	施設入所から地域生活への移行により、本人の意思を尊重した地域における生活の維持及び継続を推進していく。		
指標名≫ ③ 一般就労への移行者数 【単位：人】			
2	8 4	15 6	①③ 発達障害等の障がいを持つ若年層の増加。障がい福祉サービスの支援に結びついたことにより、一般就労へつながったケースが増加したため。
★設定指標の考え方	地域において自立した生活を送るよう、福祉施設から一般就労への移行者の増加を目指す。		

【新規設定】

令和元年度 実績値	令和7年度 計画値	新たな指標を設定した考え方
指標名≫ ④ 地域生活支援拠点の整備 【単位：箇所】		
0	1	障害をお持ちの方の高齢化や重度化、「親亡き後」に備える体制を地域全体で考える体制を、町内の事業所などの関係機関と協力のもと整備する。
指標名≫ ⑤ 障がい児支援の拠点の体制整備 【単位：箇所】		
0	1	障害児への重層的な支援を提供するため、地域における中核的な療育支援機関として拠点の体制を整備し、ライフステージに応じた切れ目のない支援を推進する。
指標名≫ ⑥ 重症心身障がい児支援事業所の確保 【単位：箇所】		
0	2	重症心身障がい児が、身近な地域において、サービスを受けられるよう、庄内圏域における提供体制を確保する。

❖ 町民等に期待される主な役割

町民	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障がい者に対する理解や福祉意識を高め、障がい者の自立と社会参加を支援しましょう。</li> <li>○各種福祉サービス等を効果的に利用し、可能な限り自立と社会参加に努めましょう。</li> </ul>
地域・団体・事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域や団体は、町民の障がい者に対する理解や福祉意識の高揚に努め、障がい者の自立と社会参加を支援しましょう。</li> <li>○事業者は、障がい者の状況やニーズに応じた適切なサービスを提供しましょう。</li> <li>○事業者は、障がい者の雇用拡大に努めましょう。</li> </ul>

## 第1章 健やかでやさしい健康・福祉のまち

## 4 地域福祉

## ❖現状と課題

近年、高齢化や単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、人々が暮らしていくうえでの課題は、個人や世帯において複数の分野にまたぐ課題を抱えるなどして課題が「複合化」し、それらの課題が絡み合っ「複雑化」しています。

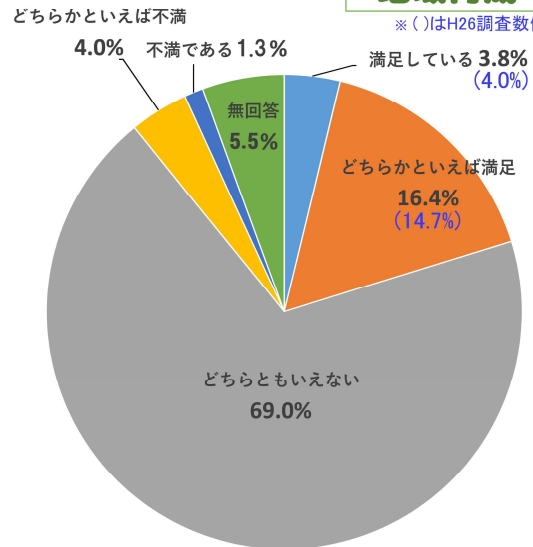
また、少子高齢・人口減少という国及び地域が抱える大きな課題は、国全体の経済・社会の存続の危機に直面する大きな課題であるといえます。

このような人々の暮らしの変化や社会構造の変化を踏まえ、人々が様々な地域福祉課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人一人の暮らしと生きがい、地域をともにつくっていくことができる「地域共生社会」の実現に向けた体制整備を推し進める必要があります。

こうした状況を背景に、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が、地域の課題に対して『我が事』として参画し、世代や分野を超えて『丸ごと』につながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく取り組みが重要になってくると考えられます。このため、平成29年度に策定した「第2期庄内町地域福祉計画」は令和3年度が終期となることから、地域共生社会の実現に向けた「第3期地域福祉計画」の策定に各福祉分野にとどまらず総合的に取り組んでいきます。

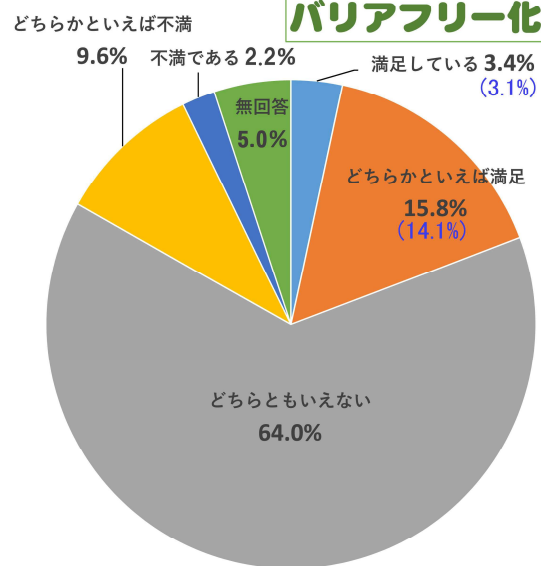

**町民の満足度**
**ともに支え合う  
地域育成**

※( )はH26調査数値



**町民の満足度**
**バリアフリー化**

※( )はH26調査数値



※ 町民幸福度アンケート調査結果(令和元年度)より

## ❖ 施策の体系

### 4 地域福祉

- 1 包括的な支援体制の整備
- 2 福祉サービスの適切な利用促進
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な展開
- 4 地域福祉に関する活動への住民参加の促進

## ❖ 主要施策

### 1-4-1 包括的な支援体制の整備

「住民に身近な圏域」において、以下の支援体制の整備を図ります。

- ① 地域住民等が主体的に地域課題を把握し解決を試みることができる環境整備
- ② 地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備
- ③ 関係機関との協働による相談支援体制の整備

### 1-4-2 福祉サービスの適切な利用促進

住み慣れた地域で生活するために、以下の利用促進に努めます。

- ① 福祉サービスを必要とする住民に対する各分野の相談支援体制の強化
- ② 支援を必要とする人が必要なサービスを利用できるための体制の確立
- ③ サービスの評価や内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保
- ④ 利用者の権利擁護



### 1-4-3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な展開

複雑多様化した地域生活課題を解決するため、公私協働の実現を目指します。

- ① 民間による多様なサービスの振興・参入促進
- ② 各分野でのコーディネート機能への支援
- ③ 社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進

### 1-4-4 地域福祉に関する活動への住民参加の促進

自助・互助を基本とした支え合いによる地域を将来に渡ってつくっていくため、以下を促進します。

- ① 地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動への支援
- ② 住民等による地域課題の共有化への動機付けと意識の向上、主体的参加の促進
- ③ 地域福祉を推進する人材の養成
- ④ 心のバリアフリー<sup>※9</sup>の推進

## ❖ 主要事業

- 社会福祉団体等助成事業
- 生活困窮者等相談支援事業
- ひきこもり対策推進事業
- 地域包括支援センター運営事業
- 障害者相談支援事業

(((用語解説) <sup>※9</sup> 様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。

## ❖ 関連する個別計画

- 第2期庄内町地域福祉計画 《平成29年度～令和3年度》
- 第3次庄内町健康しょうない21計画 《平成30年度～令和5年度》
- 第2期庄内町子ども・子育て支援事業計画 《令和2年度～令和6年度》
- 第2次庄内町母子保健計画 《平成28年度～令和7年度》
- 庄内町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画 《令和3年度～令和5年度》
- 第3期庄内町障がい者計画 《平成30年度～令和5年度》
- 第6期庄内町障がい計画・第2期庄内町障がい児計画 《令和3年度～令和5年度》

## ❖ ベンチマーク（施策指標）

平成26年度 計画策定時	令和2年度 上段：R1実績値 下段：計画値	令和7年度 上段：修正値 下段：計画値	① R1実績値が計画値を上回った要因 ② R1実績値が計画値に達しなかった要因 ③ R7計画値を修正した理由
指標名	① 福祉ボランティア登録者数 【単位：人】		
229	492 240	510 250	① 住民主体の活動の場の広がりにより、団体数の登録数は増加となっている。
★設定指標 の考え方	多くの地域住民が、互いに支え合い、助け合う地域社会の構築に参加するよう登録者数の増加に努める。		
指標名	② 福祉ボランティア登録団体数 【単位：団体】		
19	35 22	45 25	① 多くの町民が様々な分野において活動を広げている状況となり、団体登録数は増加となっている。
★設定指標 の考え方	幅広い分野において、住民が主体となるボランティア活動の場を確保していく。		

### 【新規設定】

令和元年度 実績値	令和7年度 計画値	新たな指標を設定した考え方
指標名	③ 各分野における住民主体の活動の団体数 【単位：団体】	
160	200	各分野における住民主体の活動の場を確保し、地域福祉活動を推進していく上で自助・互助が重要な役割となるため。

※ 主な活動団体：いきいきサロン、いきいき百歳体操、介護予防日常生活支援総合事業通所型・訪問型サービスB、福祉ボランティア、単位老人クラブなど

## ❖ 町民等に期待される主な役割

町民	○町民ひとり一人が地域福祉推進の主役であることを意識し地域社会を構成する一員として、積極的に地域活動に参加し、互いに支え合うまちづくりを推進していきましょう。
地域・団体 ・事業者	○地域や団体は、福祉意識を高め、地域福祉の担い手として、福祉活動やボランティア活動等を行きましょう。 ○事業者は、地域における見守りネットワークの形成に参画し、高齢者や障がい者などに対する支援活動を行きましょう。

## 第1章 健やかでやさしい健康・福祉のまち

## 5 保健・医療

## ❖ 現状と課題

本町はがんと脳血管疾患の死亡率が高く、特に胃がんと肺がんの死亡者数が多く、国民健康保険診療費分析ではがん、高血圧疾患、腎不全、糖尿病の割合が高い状況となっています。

生活習慣病は健康長寿<sup>※10</sup>の最大の阻害要因となっているだけでなく、医療費にも大きな影響を与えています。また、がんや自殺などによる壮年期の死亡は、家庭基盤をゆるがし、地域社会を担う人材の損失となる大きな健康課題です。

本町では、「庄内町健康しょうない21計画（第3次）」「庄内町母子保健計画（第2次）」「第2期庄内町国民健康保険データヘルス計画・第3期庄内町国民健康保険特定健康診査等実施計画」に基づき、各種健康診査や健康教育、健康相談、訪問指導をはじめ、各年代に応じた保健事業を推進してきました。さらに平成31年3月に策定した「庄内町いのちを支える自殺対策計画」に基づき、自殺者の減少を目標に心の健康づくり事業の強化を図ってきました。

今後はこれらの計画について保健事業の評価と見直しを行いながら、壮年期死亡の減少と健康寿命の延伸による「健康長寿日本一のまちづくり構想」の実現に向け、町民の主体的な健康づくりへの支援と地域社会全体での健康づくりの推進を基本に、生涯の各期にわたる保健事業の充実を図っていく必要があります。

また、家庭での子育て機能が低下傾向にある中で、妊娠期・出産・子育て期を安心して過ごすことができるよう、平成30年6月より子育て世代包括支援センター事業を開始し、切れ目のない支援と母子保健の充実を図っています。

さらに、これからの超高齢社会に向け関係機関と連携し、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に向けた取組みを行っていきます。



また、医療機関については、病院が1か所、診療所が8か所、歯科診療所が6か所ありますが、町内の診療所医師の高齢化が課題となっており、今後高齢化の進行とともに医療ニーズはますます増大していくことが予想されることから、町内外の医療機関との連携を強化し、医療圏域での地域医療体制の確保を進めていく必要があります。

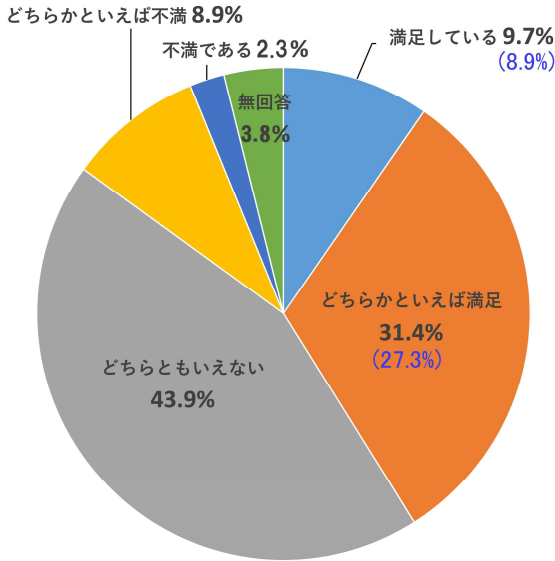
((( 用語解説) <sup>※10</sup> 介護が必要な状態にならないで自立して生活できる期間。



**町民の満足度**

**医療**

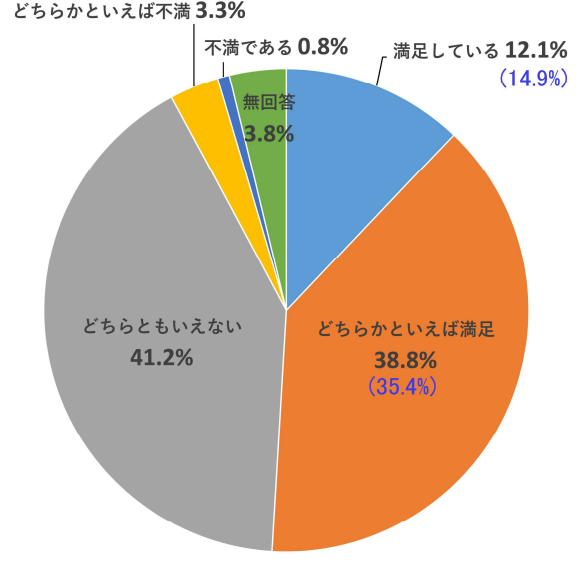
※( )はH26調査数値



**町民の満足度**

**保健サービス**

※( )はH26調査数値



※ 町民幸福度アンケート調査結果(令和元年度)より

**❖ 施策の体系**

**5 保健・医療**

- 1 保健事業推進体制の充実
- 2 健康しょうない21計画・自殺対策計画に基づく健康づくり運動の展開
- 3 子育て世代包括支援センター事業と母子保健の充実
- 4 感染症予防・予防接種事業の推進
- 5 地域医療体制の充実

**❖ 主要施策**

**1-5-1 保健事業推進体制の充実**

- ① 健康づくり施策を総合的・計画的に進めるため、健康しょうない21計画、データヘルス計画<sup>※11</sup>・特定健康診査等実施計画、母子保健計画、自殺対策計画の点検・評価・見直しを行い、効果的な事業の推進に努めます。
- ② 保健医療福祉推進委員会を定期的に開催し、各計画の進捗状況や事業の取組状況について報告し、今後の対策について協議を行います。
- ③ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に取組み、地域ぐるみの健康づくり体制の強化を図ります。

**1-5-2 健康しょうない21計画・自殺対策計画に基づく健康づくり運動の展開**

- ① 健康しょうない21計画に基づき、健康づくりの10の柱<①がん ②循環器疾患(脳血管疾患・虚血性心疾患・糖尿病) ③喫煙・COPD<sup>※12</sup> ④休養・こころの健康 ⑤高齢者の健康 ⑥地域社会と健康 ⑦栄養・食生活 ⑧身体活動・運動 ⑨飲酒 ⑩歯と口腔の健康>の目標達成に向けた健康づくり運動の拡大と定着を促進します。
- ② 自殺対策計画に基づき、地域におけるネットワークの強化と各年代に応じた自殺対策を推進していきます。

(((用語解説) <sup>※11</sup> 健診情報等のデータを分析し、保健事業を効果的・効率的に実施するための事業計画。

<sup>※12</sup> 慢性閉塞性肺疾患。

**1-5-3 子育て世代包括支援センター事業と母子保健の充実**

母子保健計画に基づき、発達障害をはじめとする育てにくさを感じる親に寄り添う支援と妊娠期からの児童虐待防止対策を重点課題として、すべての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指し、母子保健対策の充実を図ります。

また、子育て世代包括支援センター事業を実施し、妊娠期から出産・子育て期まで切れ目のない妊産婦支援の強化に努めます。

**1-5-4 感染症予防・予防接種事業の推進**

- ① 感染症発症予防策等の周知を図るとともに、新型インフルエンザ等（新型コロナウイルス感染症を含む）の感染症が発生した場合には、関係機関及び関係部署と連携し新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく対策を実施します。

★ 関連 ⇒ P82/3-6 消防防・防災/主要施策 3-6-5②

- ② 予防接種に関する正しい知識の普及・啓発を図り、勧奨すべき予防接種の接種率向上に努めます。

**1-5-5 地域医療体制の充実**

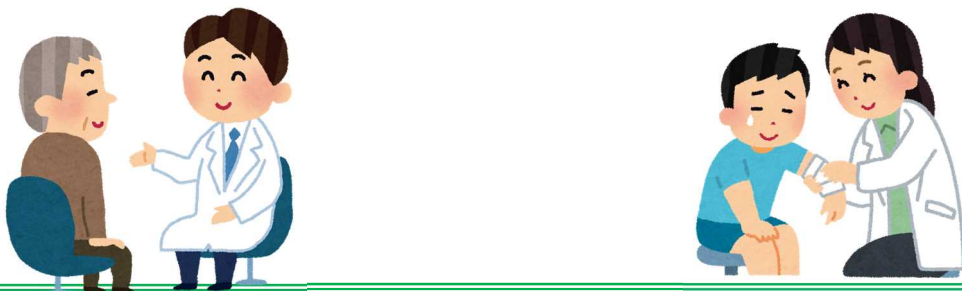
関係機関・団体との連携を強化し、医療圏域内の救急医療体制や休日及び夜間の診療体制等地域医療体制の充実に努め、医師の確保については、引き続き、県に要望していきます。また、救急医療体制の確保と町民の生命の安全確保を図るため、町内の病院に対し支援を行います。

**❖ 主要事業**

- |                  |                |              |
|------------------|----------------|--------------|
| ●がん検診推進事業        | ●特定健康診査・特定保健指導 | ●健康増進事業      |
| ●自殺対策事業          | ●栄養・食生活改善事業    | ●感染症予防事業     |
| ●予防接種事業          | ●母子保健事業        | ●地域医療対策事業    |
| ●子育て世代包括支援センター事業 |                | ●特定不妊治療費助成事業 |

**❖ 関連する個別計画**

- 第2期庄内町地域福祉計画 《平成29年度～令和3年度》
- 庄内町健康しょうない21計画（第3次）《平成30年度～令和5年度》
- 第2期庄内町国民健康保険データヘルス計画 《平成30年度～令和5年度》
- 第3期庄内町国民健康保険特定健康診査等実施計画 《平成30年度～令和5年度》
- 第2次庄内町母子保健計画 《平成28年度～令和7年度》
- 庄内町いのち支える自殺対策計画 《令和元年度～令和5年度》
- 庄内町新型インフルエンザ等対策行動計画 《平成26年度～》
- 第2期庄内町子ども・子育て支援事業計画 《令和2年度～令和6年度》



## ❖ベンチマーク（施策指標）

平成26年度 計画策定時	令和2年度 上段：R1実績値 下段：計画値	令和7年度 上段：修正値 下段：計画値	① R1実績値が計画値を上回った要因 ② R1実績値が計画値に達しなかった要因 ③ R7計画値を修正した理由
指標名≫ ① 国民健康保険特定健康診査受診率 【単位：％】			
59.1 (平成25年度)	61.6 63.0	62.0 65.0	③ 受診率が60%以降大きく伸びることは統計上難しいため、微増とする。
★設定指標 の考え方	健康寿命を延ばし、医療費の抑制を図るため。		
指標名≫ ② 心のサポーター数 【単位：人】			
301	1,497 1,200	1,500 1,500	① これまで養成講座の開催回数が多かったため、受講者数が計画値を概ね達成できた。
★設定指標 の考え方	サポーター養成講座を受講した人が、地域で身近な支援者となるよう、スキルアップを図っていく。		
指標名≫ ③ 食生活改善推進員数 【単位：人】			
63	48 70	80 80	② 会員の高齢化による退会や養成講習会受講者の減少したため、目標値を達成できなかった。
★設定指標 の考え方	食生活改善養成講習会の募集を積極的に行い、地域で魅力ある活動を実施し会員が増加を目指す。		
指標名≫ ④ むし歯のない3歳児の割合 【単位：％】			
67.7	86.0 75.0	88.0 80.0	③ 前期の指標はむし歯のある3歳児の割合としていたが、健康しょうない21計画の指標に合わせ後期の指標を変更した。
★設定指標 の考え方	むし歯のない3歳児の割合を増やしていくため、年齢毎に定期的な歯科検診とフッ素塗布を行い、継続してむし歯予防対策を推進していく。		

### 【変更設定】

令和元年度 実績値	令和7年度 計画値	新たな指標を設定した考え方
指標名≫ ⑤ 大腸がん精密検診受診率 【単位：％】		
77.0	80.0	大腸がん検診受診者のうち精検受診者の割合を示す指標。がん検診の中でも大腸がん精密健診の受診率が低いため、重点的に受診勧奨を行い、受診率の向上を目指す。
指標名≫ ⑥ 予防接種接種率（麻しん風しんⅡ期） 【単位：％】		
92.7	95.0	就学前年度に接種義務があり、対象者と接種者の把握ができる指標。感染予防のため、積極的勧奨でより高い接種率を目指す。

※ ⑤について：前期の指標（胃がん検診受診率）は対象者の把握が不透明で正確な受診率が把握できないため、後期の指標を変更した。

※ ⑥について：前期の指標（予防接種接種率（麻しん風しんⅠ期））は対象者の把握が不透明で正確な接種率が把握できないため、後期の指標を変更した。

## ❖ 町民等に期待される主な役割

町 民	<ul style="list-style-type: none"> <li>○健康づくりに関する知識と意識を高め、主体的に健康づくりに取り組みましょう。</li> <li>○健康診査を定期的に受け、生活習慣改善に取り組み生活習慣病を予防しましょう。</li> <li>○健康づくり施設を利用し、健康・体力づくりを行いましょ。</li> <li>○家庭における食生活の改善に取り組みましょ。</li> <li>○困った時は誰かに相談し、いのちを大切にしましょ。</li> <li>○家族みんなで子育てに協力し、子どもの健やかな成長を見守りましょ。</li> <li>○感染症に対する知識を高め、予防に努めましょ。</li> </ul>
地域・団体 ・事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域や団体において、自主的な健康づくりを行いましょ。</li> <li>○地域・団体・事業者は、定期的な健康診査の受診を促し、生活習慣病の予防に努めましょ。</li> <li>○地域や団体が一体となって、生活習慣の改善に取り組みましょ。</li> <li>○子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくりを推進しましょ。</li> <li>○地域の活動に参加し、交流を楽しみましょ。</li> <li>○地域・団体・事業者それぞれの立場において、感染症予防対策に取り組みましょ。</li> </ul>



## 第1章

## 健やかでやさしい健康・福祉のまち

## 6 社会保障

## ❖ 現状と課題

国民健康保険制度は、相互扶助の精神のもと、人々の疾病や負傷等に対して保険給付を行う医療保険の柱として、重要な役割を果たしています。また、高齢化の進行や医療技術の高度化等に伴い、医療費は増大し続け、その運営は極めて厳しい状況でした。しかしながら、平成30年度から山形県が財政の運営を行うことで、国民健康保険制度の安定化を図ることができています。

今後は、保健事業の充実により医療費の伸び率の抑制や国民健康保険税の収納率の向上に向けた施策を推進し、国民健康保険制度のさらなる安定化を図る必要があります。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者等の医療を国民みんなが支える仕組みとして、平成20年度から導入されています。

本制度についても、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施により医療費の伸び率の抑制を図り、山形県後期高齢者医療広域連合とともに、適正な運営に努める必要があります。

国民年金制度は、障がい者、遺族、老後の生活の支えとして大きな役割を果たしています。しかし、少子高齢化が進み、世代間の給付と負担のバランスが崩れてきております。今後も引き続き、国民年金制度についての正しい理解の浸透に努める必要があります。

近年、少子高齢化、就労形態の多様化、共働き世帯やひとり親家庭の増加、雇用慣行の変化など、国民生活を取り巻く環境は大きく変化し、現行の社会保障制度のままでは国民一人一人の生活を保護することが困難になってきています。

そもそも、我が国の生活保護制度は、支援が必要な者に適切に保護を実施していくという基本的な考え方に立脚してきましたが、近年の課題に対応するためには、就労を伴った生活の自立や貧困の連鎖の防止をいかに進めていくかが鍵となっています。

そのため、国は生活保護制度の見直しと生活困窮者対策の一体的な実施に取り組むこととし、「生活困窮者等自立支援法」を制定し、平成30年6月には「地域共生社会」の実現に向けての法改正を行い、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るとともに、生活保護から脱却した人が再び生活保護に頼ることのないよう「第2のセーフティネット」として包括的な支援体系を創設しました。

## ❖ 施策の体系

## 6 社会保障

- 1 国民健康保険制度の健全化
- 2 後期高齢者医療制度の適正運営
- 3 国民年金制度の周知徹底
- 4 貧困・格差対策の強化（重層的セーフティネットの構築）

## ❖ 主要施策

### 1-6-1 国民健康保険制度の健全化

- ① 保健事業の推進による被保険者の健康づくり意識の高揚と自主的な健康づくりの促進はもとより、広報・啓発活動の推進やレセプト点検調査の充実等による適正受診の促進に努め、医療費の抑制に努めます。
- ② 国民健康保険税滞納者に対する納付相談・指導等を行い、収納率の向上を図ります。
- ③ 国の制度改正の動向に応じ、新たな制度の周知や円滑な移行・運営に向けた取り組みを推進します。

### 1-6-2 後期高齢者医療制度の適正運営

- ① 広域的連携のもと、後期高齢者医療制度の安定的かつ健全な運営に努めます。
- ② 国の制度改正の動向に応じ、新たな制度の周知や円滑な移行・運営に向けた取り組みを推進します。

### 1-6-3 国民年金制度の周知徹底

広報紙等を活用し、関係機関と連携して国民年金制度の周知徹底に努めます。

### 1-6-4 貧困・格差対策の強化（重層的セーフティネットの構築）

- ① 包括的相談支援体制の充実
- ② 生活困窮者の把握に向けた連携と包括的支援に向けた連携体制の強化
- ③ 地域における支え合いの構築

## ❖ 主要事業

- |                   |                |             |
|-------------------|----------------|-------------|
| ● 特定健診等事業         | ● 保健事業         | ● 国保税滞納対策事業 |
| ● 後期高齢者医療広域連合連携事業 | ● 生活困窮者等相談支援事業 |             |

## ❖ 関連する個別計画

- 町税等滞納削減!!第4次アクションプラン 《令和3年度～令和7年度》
- 庄内町国民健康保険事業計画 《毎年度》
- 第2期庄内町国民健康保険データヘルス計画 《平成30年度～令和5年度》
- 第3期庄内町国民健康保険特定健康診査等実施計画 《平成30年度～令和5年度》
- 第2期庄内町地域福祉計画 《平成29年度～令和3年度》
- 庄内町健康しょうない21計画（第3次）《平成30年度～令和5年度》



## ❖ベンチマーク（施策指標）

平成26年度 計画策定時	令和2年度 上段：R1実績値 下段：計画値	令和7年度 上段：修正値 下段：計画値	① R1実績値が計画値を上回った要因 ② R1実績値が計画値に達しなかった要因 ③ R7計画値を修正した理由
指標名≫ ① 国民健康保険税収納率（現年度分） 【単位：％】			
96.4	97.4 97.0	97.5 97.5	① 収納対策を推進したため
★設定指標の考え方 国保会計の安定化を図るため、収納率の向上を目指す。			
指標名≫ ② 国民健康保険一人当たり診療費 【単位：円】			
269,719	306,760 (平成30年度) 339,000	386,000 405,000	③ ここ数年健康意識の高まりからか、医療費の伸びが落ち着いている。
★設定指標の考え方 国保会計の安定化を図るため、一人当たりの診療費を抑制していく。			
指標名≫ ③ 後期高齢者医療保険一人当たり診療費 【単位：円】			
666,299	685,032 (平成30年度) 703,000	721,000 725,000	③ ここ数年健康意識の高まりからか、医療費の伸びが落ち着いている。
★設定指標の考え方 高齢者の保険料の伸びを抑制するため、一人当たりの診療費を抑制していく。			
指標名≫ ④ 国民健康保険特定健康診査受診率（再掲） 【単位：％】			
59.1 (平成25年度)	61.6 63.0	62.0 65.0	③ 受診率が60%以降大きく伸びることは統計上難しいため、微増とする。
★設定指標の考え方 健康寿命を伸ばし、医療費の抑制を図る。			
指標名≫ ⑤ 後期高齢者医療制度健診受診率 【単位：％】			
29.6	31.9 32.0	35.0 35.0	② 実績値は計画値に達していないが、おおむね計画どおり推移している。
★設定指標の考え方 健康寿命を伸ばし、医療費の抑制を図るため。			
指標名≫ ⑥ 生活困窮者就労準備支援事業による就労者数 【単位：人】			
H27から 制度開始	10 5	15 10	① 制度が定着し、就労支援を行っている外部施設（自立支援センターさかた）との連携が図られたため増加した。
★設定指標の考え方 制度の周知を図り、関係機関との連携を図り、就労者数の増加を目指す。			

## ❖ 町民等に期待される主な役割

<p>町 民</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医療機関の適正受診に努めましょう。</li> <li>○国民健康保険制度や後期高齢者医療制度、国民年金制度についての知識と認識を深め、正しい制度利用に努めましょう。</li> <li>○低所得者等は、相談事業や援護施策を効果的に利用し、生活の安定と自立に努めましょう。</li> <li>○必要な相談支援につなぐため、早期に「気づき」、「支援につなげる」よう理解と関わりについて把握しましょう。</li> </ul>
<p>地域・団体 ・事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域や団体は、国民健康保険制度や後期高齢者医療制度、国民年金制度に関する広報・啓発活動等に協力しましょう。</li> <li>○地域や団体は、低所得者等の生活の安定と自立を支援する取り組みに協力しましょう。</li> <li>○地域の中で、見守りや声掛け、相談などの支援をすすめましょう。</li> <li>○関係機関との連携強化や協働により支援の強化に努めましょう。</li> </ul>

